

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>金融商品取引業者について、可能な限り公衆縦覧資料をインターネット開示すべきとのことだが、第一種金融商品取引業者と異なり、投資運用業などでは、財務局から、業務及び財産の状況の説明書類について、個人株主の住所について、町名、地番まで記載するよう求められている。個人株主の個人情報保護の観点からウェブサイトでの開示を行わないという判断が合理的なものである点について、念のため、確認させていただきたい。</p>	<p>今般の改正趣旨を踏まえ、説明書類については、可能な限りインターネットを利用して表示することが望ましいと考えられますが、一般論としては、説明書類の公表方法を選択する判断に当たって、公表される事項に個人の住所等が含まれる場合には、個人情報保護の観点から留意する必要があると考えられます。</p>
2	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正案3-2-3-4(2)マル1において、「その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。」との記載があるが、改正後の監督指針の施行後においても、金融商品取引業者は金商法第46条の4又は第47条の3の規定に基づいて引き続き説明書類を、(ア)全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する方法(金融商品取引業者の事務所等での縦覧)、又は、(イ)インターネットの利用その他の方法(金融商品取引業者のホームページ等での表示)のいずれかの方法で公表をすることができるとの認識で相違ないか。改正後の監督指針の施行後も、説明書類の公衆縦覧の方法が(イ)の方法に限定されることなく、(ア)の方法を選択することも引き続き可能であることを確認させていただきたい。</p>	<p>監督指針改正後も事務所等での縦覧を選択することは可能です。ただし、今回の改正趣旨を踏まえ、可能な限りインターネットを利用して表示することが望ましいと考えられます。</p>
3	<p>一般に、金融商品仲介業者では、その金融商品仲介業務の職務にあたる外務員を、雇用契約により雇用して外務員としての職務にあたらせる場合と、業務委託契約に基づき金融商品仲介業にかかる業務を委託して外務員</p>	<p>今回の改正は、往訪閲覧・縦覧規制が措置されている規定について、インターネットを利用して公衆の縦覧に供することを可能とするものであり、説明書類の</p>

	<p>としての職務にあたらせる場合(いわゆる業務委託 IFA)があると理解している。</p> <p>その際、金融商品仲介業者自身が、金融商品仲介業における説明書類を店頭で備え又はインターネット上に表示する義務があることは当然として、業務委託契約に基づき、外務員として金融商品仲介業にかかる職務を業務受託した者もまた、業務委託者である金融商品仲介業者に関する説明書類を、独自に別途、縦覧に供し又はインターネットで表示する必要があるのか。</p> <p>また、外務員としての職務に係る業務委託契約が、金融商品仲介業者と当該外務員個人の間で締結されている場合と、金融商品仲介業者と当該外務員個人が役員又は従業員として所属する別法人(金融商品取引業及び金融商品仲介業の登録はないものとする)との間で締結されている場合に、その結論に違いはあるか。</p>	<p>縦覧に関する規制が適用される者の範囲について変更するものではありません。</p>
4	<p>内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 9 条・別表の改正につきまして</p> <p>従前から、銀行のディスクロージャー資料については、銀行法 21 条 4 項に基づくウェブ開示が認められていたが、銀行法施行規則 19 条の 5 等は、顧客に URL 等を教示することを前提としていた。今回の改正により、上記のような URL 等の教示を顧客にしなくても、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」5 条 2 項の適用により、違法にはならなくなると理解できるか。</p>	<p>銀行のディスクロージャー資料に係るご質問に関しましては、銀行法第 21 条第 1 項及び第 2 項の説明書類につき、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 5 条第 1 項及び内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 9 条に基づく縦覧等を行うことにより、銀行法第 21 条第 1 項及び第 2 項により求められる措置が行われたものとみなされます。</p> <p>銀行代理業者の原簿等に係るご質問に関しましては、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通</p>

銀行代理業者の原簿等、もともと「預金者等その他の利害関係人」のみが閲覧請求できるものについては（同法 52 条の 60）、顧客が求めた場合に、当該顧客専用の ID・パスワードを設定してその者に対してのみ開示する、みだりな流出がないように顧客に対して守秘義務や複写禁止の誓約書を課す（法 52 条の 60 第 2 項は「閲覧」のみを認めている）、規則 34 条の 63 条の 2 に定める事項以外の事項が原簿に記載されている場合にはマスキング処置を施す等は、所要時間も含め、銀行の裁量により行うことができると理解してよろしいか。

また、新指針には「4-1-2-5-3 銀行代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項」で「可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。」とあるところ、法令上は、インターネット開示は任意。インターネット開示するかどうかは銀行の判断に委ねられているという考え方もよろしいか。

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の別表の改正につきましては、できれば、もう少し具体的な案をご開示いただけると、より検討しやすく、ご意見申し上げやすいように思われる。行政手続法の逐条解説に、行政手続法 39 条 1 項の「命令等の案」について、「「定めようとする内容を示すもの」である必要がある」「例えば、命令等として定めようとする内容の一部のみが示されているもの、概括的なものであって定めようとする内容が全て示されていないものでは、命令等の案とはなり得ないこととなる。」との記載がある。今回の別表案が、「概括的なものであって定めようとする内容が全て示されていないもの」に該当しないか、今後のパブコメでも同様の抽象的なご開示にとどまることのないかが気になる。

信の技術の利用に関する法律第 5 条第 1 項及び内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 9 条に基づく縦覧等は民間事業者等の判断で各法令で求められる措置に替えて行うことができますが、この場合においては、個人情報保護法その他の各法令を遵守することが前提となり、マスキング処置等もそのような観点から検討を行う必要があります。

監督指針改正案に係るご質問に関しましては、ご認識のとおり、監督指針改正後も事務所等での縦覧を選択することは可能です。ただし、今回の改正趣旨を踏まえ、可能な限りインターネットを利用して表示することが望ましいと考えられます。

また、意見公募手続につきましては、貴重なご意見として承ります。

5	<p>保険業法 303 条に基づく帳簿の備え置きについては、所定の保険募集人が、「内閣府令で定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。」とあるところ、今回の規制緩和の改正はありがたいが、事務所ごと、保険契約者ごとのインターネット開示のシステムを整えることは困難なように思われる。</p> <p>事務所ごとでもなく、保険契約者ごとでもなく、一律の開示をしても、法令に基づく開示としてよろしいか。</p>	<p>保険業法第 303 条は、特定保険募集人等に対して帳簿書類の作成及び保存を求めるものです。同条の取扱いについては今回改正を受けて見直されるものではございませんので、当該書類をインターネット上で開示するといったことも求めるものではございません。</p>
6	<p>別紙 5 に関し、</p> <p>銀行法第 5 2 条 2 の 6（所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧）第一項及び第二項も、金融関連法令にかかる「別表第四」の対象にしていだけると幸い。</p> <p>第一項（所属外国銀行のディスクロージャーの備え置き）、 第二項（所属外国銀行のディスクロージャーを掲載したウェブサイトリンク情報を記載した書面の備え置き）</p>	<p>ご指摘の点につきましては、今次改正において銀行法五十二条の二の六第一項は別表第四に追加し、第二項は別表に追加しないことと整理しております。なお、第二項の規定は第一項の書面が電磁的記録で作成されている場合に電磁的方法によって公衆縦覧に供することを認めるという規定であり、書面の備え置きを求めるものではございません。今次改正により、（第二項の規定に関わらず）第一項の書面をインターネットで縦覧に供することで法令上の義務が果たされたこととなります。</p>
7	<p>監督指針における代理業者原簿の閲覧に関する改正について：</p> <p>改正案は、「その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。」と、インターネットによる開示を原則とする記述となっているが、下記の理由により不適切である。</p> <p>よって、以下のいずれかの対応をとるべきである。</p> <p>1) 当該記述を削除する</p>	<p>監督指針改正後も、従来の方法により閲覧対応を行うことは可能です。他方、インターネットを利用して閲覧に供する場合には、閲覧者の往訪が不要となる点で預金者等その他の利害関係人の利便性の向上に資するため、可能な限りインターネットを利用して表示することが望ましいと考えられます。</p>

	<p>2) 当該記述を「代理業者原簿をインターネットに掲載している場合は、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。」と修正する</p> <p>【理由】</p> <p>1) 代理業者原簿は、公衆の縦覧に供するものではなく、利害関係者が閲覧を請求できるものである。インターネットへの掲載は公衆の縦覧に供するものであり、それを原則とすることは法令の規定と整合しない。</p> <p>2) 代理業者原簿は、代理業者の代表者・営業所の変更で随時更新が必要となる。そのような更新負担を考慮すると、インターネット掲載ではなく書面または画面表示の方法により閲覧請求に応じるほうが合理的な場合があり得る（まともな金融機関であれば、インターネットへの掲載には、社内手続に時間や事務負担が必要である）。</p> <p>特に、インターネット専業銀行など、実店舗展開がない所属銀行の場合は、本社で書面または画面表示の方法により閲覧請求に応じるのが最も合理的であることが多いと思われる。</p>	
8	<p>インターネットを利用する方法での公表について、法令に基づく閲覧等を実施することがある場合には、個人情報が含まれる場合に、個人情報保護法 27 条 1 項 1 号に定めた「法令に基づく場合」として処理ができると考えられているか。</p> <p>閲覧を実施する個人情報の例：一般社団法人の会員の代表者名</p>	<p>例えば、銀行法第 52 条の 61 の 21 第 1 項では、認定電子決済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならないこととされていますが、会員名簿に会員の代表者氏名を掲載することまで求めているものではありません。</p>